

全国市町村職員共済組合連合会

公報号外第343号

東京グリーンパレスネットワークケーブル等の敷設工事に関する一般競争入札

令和8年2月5日

東京都千代田区二番町2番地
全国市町村職員共済組合連合会

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和8年2月5日

全国市町村職員共済組合連合会
理事長 松田知己

記

1 調達内容

(1) 件名

東京グリーンパレスネットワークケーブル等の敷設工事

(2) 調達物品等

詳細は、入札仕様書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当するものとする。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 官庁（国の全ての機関）及び地方公共団体等から、指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。

なお、指名停止等を受けているのが、会社（法人）の本店・支店・営業所等のいずれであっても、本競争の参加資格はない。

(4) 令和07・08・09年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において「A」の等級の格付けを有する者であること。

(5) 競争参加資格要件確認申請書等、本連合会に対する提出書類に虚偽の事実を記載していないこと。

(6) 本連合会から後記3による入札仕様書の交付を受けた者であること。

(7) 本連合会において、競争参加資格要件を審査した結果、競争参加資格を有する旨通知された者であること。

(8) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者

① 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

(9) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

3 入札仕様書の交付及び問合せ先

(1) 入札仕様書の交付方法

令和8年2月5日（木）から令和8年2月24日（火）17時までの間において、本連合会リニューアル推進室メールアドレス宛てに次の事項を記載した電子メールを送信することにより、交付を依頼すること。

件名：仕様書交付依頼（配線工事）

本文：ア 会社名

イ 担当者名

ウ 本件入札に係る仕様書等の交付を希望する旨

(2) 問合せ先

①入札仕様書担当者：リニューアル推進室 鎌田・時澤

E-mail : tgp_zsr_m1/atmark/shichousonren.or.jp

【緊急時】 03-5210-4636

②入札担当者：総務部総務課 根岸・中山

E-mail : soumu/atmark/shichousonren.or.jp

【緊急時】 03-5210-4611

※ 迷惑メール防止のため、「@」を「/atmark/」と表記している。

メールを送る際には、「/atmark/」を「@」に直すこと。

※ 問合せは、原則として E-mail でのみ受け付けるものとする。

4 入札説明会 実施しない。

5 現地調査

本入札に参加を希望する者で事前の現地調査が必要な場合は、後記 7（1）の「競争参加資格要件確認申請書」提出締切日までに実施することとし、前記3（2）①の担当者と日時を打合せの上で実施すること。

6 本入札に関する質問

仕様書の内容等に関する質問がある者は、この公告の日から令和8年2月17日（火）17時までに、「質問票」（様式1）を前記3（2）①に記載のメールアドレスに電子メールにて提出すること。

なお、連合会からの回答は隨時行うが、最終回答日は、令和8年2月19日（木）とする。

※ 配付資料と質問への回答又は追加指示が相違する場合は、原則として質問への回答又は追加指示を優先すること。

※ 質問への回答は、質問票の様式の「回答の共有」欄で「不可」としたもの除去して、全ての入札仕様書の交付を受けた者に共有する。

7 競争参加資格要件確認の申請

本入札に参加を希望する者は、「競争参加資格要件確認申請書」（様式2）に、同様式に定める必要書類を添付して次に記載のとおり持参又は郵送により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、提出書類の内容について、入札執行日の前日までに本連合会から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、申請時に担当者の身分を証明する書類（会社名、氏名、電話番号、電子メールアドレスが記載されたもの。名刺可）を併せて提出すること。

（1） 提出期限

令和8年2月24日（火）17時まで（必着）

（2） 提出場所

〒102-0084

東京都千代田区二番町2番地 東京グリーンパレス 事務棟3階

全国市町村職員共済組合連合会 総務部総務課 根岸・中山

8 競争参加資格要件の審査及び確認結果の通知

本連合会は、提出を受けた競争参加資格要件確認申請書等について内容審査を行い、入札参加資格を有する者であるかを判断し、次のとおり通知する。

（1） 通知日

令和8年2月26日（木）

(2) 通知先

「競争参加資格要件確認申請書」を提出した担当者（以下「担当者」という。）

(3) 通知方法

電子メールにより参加資格の有無を通知し、併せて「競争参加資格要件確認結果通知書」の写しを交付する。

なお、「競争参加資格要件確認結果通知書」の原本については、入札時に写しと引き換えに交付する。

9 入札執行の日時及び場所

(1) 入札日時

令和8年2月27日（金）16時から

(2) 入札場所

東京都千代田区二番町2番地 東京グリーンパレス 事務棟2階
全国市町村職員共済組合連合会 「会議室」

10 入札及び開札について

入札にあっては、全国市町村職員共済組合連合会一般競争契約入札心得（平成16年12月10日施行。以下「入札心得」という。）を遵守すること。

入札執行場所に入場できる者は、1社2名までとし、入札に参加できる者は、競争参加資格要件確認結果通知書により入札参加を許可された者又はその者から正当な委任を受けた代理人とする。

なお、入札にあっては、本人確認のため、連合会から交付された競争参加資格要件確認結果通知書の写しを持参すること（代理人が入札する場合には、併せて委任状を作成し、持参すること。）。

また、入札において、再度の入札を行う場合の回数は2回とする。

開札は、入札執行日と同日に行い、入札者全員に落札情報を開示する。

11 入札書の記載方法

(1) 入札書（「入札心得」中 別紙様式第1号をいう。以下同じ。）の記載にあっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 本入札に係る工事に当たって、落札者（請負者）は、統括管理者である株式会社安藤・間に統括管理及び仮設分担金（請負金額の2%）を支払うこととなるため、当該金額を加算した額を入札書に記載すること。

12 落札者の決定方法

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

13 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
免除する。
- (2) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 契約書の作成の要否
要
- (4) 支払条件
本作業が全て完了し、完成図書を連合会に提出した後、落札者（請負者）から支払請求のあった日の属する月の翌月末までに支払うものとする。
- (5) 提出書類の作成に係る費用
提出者の負担とする。
- (6) 書類の取扱い
提出された書類は、本連合会において提出者に無断で、他の目的に使用できないものとする。また、提出された書類は返却しない。
- (7) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (8) 守秘義務
入札仕様書の交付を受けた者、その従業員及びその下請負者は、機密を保持し、事業又は事業に関する一切の情報を第三者に開示してはならない。本公告並びに付随の書類、図面についても秘密情報として扱うこと。事前の書面による承諾を得ることなく、当事業に関する情報をいかなる第三者に対しても開示又は漏洩してはならないものとする。ただし、業務の履行に必要な範囲での開示は認めるが、同様の遵守とする。
- (9) 再委託
落札者（請負者）は、本連合会の承諾を得た上で、本入札に係る作業の一部又は全部を任意の者に委託することも差し支えないが、その場合であっても、引渡完了までの間において、本件に関する全ての責任を負うものとし、人身、建築物、備品類等に損害が及んだ場合は、速やかに補償すること。
- (10) 補償
業務完了確認後においても、施工部分及び物品に改良等の必要が生じた場合は、本連合会の瑕疵が明らかな場合を除き、落札者（請負者）の負担により対応すること。
- (11) その他
落札決定後、所定の事項を落札者が履行しないと本連合会が判断した場合は、契約を締結しないことがある。